

○ 労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府・厚生労働省令第三号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（法第三条第一項の主務省令で定める保存）            第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の保存とする。            「一〇七 略」            八 第六十七条において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項            「九〇十一 略」</p>	<p>（法第三条第一項の主務省令で定める保存）            第三条 「同上」            「一〇七 同上」            八 第六十七条において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項            「九〇十一 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	